

# 入札等のしおり(物件)

令和6年2月現在

入札等(入札及び見積合わせをいう。以下同じ。)の参加者(以下「入札等参加者」という。)は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律その他の関係法令を遵守してください。また、入札等の参加者同士間での情報交換など、疑わしい行為に対しては厳正な措置を行いますのでご注意ください。

## 入札等の無効

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札等は無効となりますので、ご注意ください。

- 1 談合その他入札を妨害し、又はそのおそれがある行為があったと認められる入札等
- 2 入札書及び見積書に記名、押印(登録印)がない入札等又は金額その他主要部分の記入内容等が不明確な入札等
- 3 入札等に参加する者に必要な資格のない者がした入札等
- 4 入札等において内訳書の提出が必要な場合に当該内訳書を提出しない入札等
- 5 再度入札等の場合で、前回の最低金額と同額又はこれを超えた額での入札等
- 6 内訳書の記載内容等から不正行為の疑いがあると認められる場合の入札等
- 7 その他入札等に関する条件に違反した入札等

## 入札等に臨むにあたっての注意事項

- 1 入札等の回数は、原則として、2回を限度とします。
- 2 入札室では、入札等の参加者同士での私語を慎み、静粛にしてください。また、携帯電話の電源を必ず切ってください。
- 3 入札等を希望しない場合は辞退することができます(辞退理由を記載してください)。なお、入札等を辞退した者は、これを理由として不利益な取扱いを受けることはありません。
- 4 入札書及び見積書の金額の訂正は無効となりますので、訂正する場合は用紙を改めて記入してください。その際の入札書及び見積書の様式については、お渡しした入札書等のコピーでも差し支えありません。
- 5 入札参加停止を行ったときは、指名の取消しをする場合や契約を締結しないことがあります。
- 6 入札等を無断欠席した場合は、以後の指名に影響を与えることがあります。

## 落札後の注意事項

- 1 業務の実施にあたっては、安全管理体制の確立、機械設備の点検整備の徹底を図るなど、安全管理に努めるとともに、万一の場合に備えて、労働災害にあつては労働災害補償保険に、公衆災害にあつては賠償責任保険などに積極的に加入し、災害発生の場合には適切に対処してください。
- 2 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の主旨に沿って、同法第12条に規定する団体等の加入者の使用を促進してください。
- 3 廃棄物が発生した場合は、関係法令に基づき、適正な処理を徹底してください。
- 4 暴力団等(尼崎市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者をいう。以下同じ。)からのあらゆる不正な要求に対しては、断固としてこれを拒否し、被害については、警察及び本市に通報してください。再委託事業者に対しても、これらの趣旨の徹底を図るよう指導してください。
- 5 契約金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)が200万円を超える入札等の落札者となっ

た場合は、自らが暴力団等でないこと等についての誓約書を契約締結時まで市に提出してください。

- 6 受注者や受託者、賃貸人など、市との契約の相手方となる事業者（以下、「受注者等」という。）は、再委託契約の契約金額（同一の者と複数の再委託契約を締結する場合には、その合計金額）が200万円を超える場合には、当該再委託契約の受注者に自らが暴力団等でないこと等についての誓約書を提出させて、その誓約書（2次以下の再委託契約の受注者が提出した誓約書を含む。）を当該工事の完了届の提出時まで市（契約課）に提出してください。
- 7 市と契約を締結する場合には、「暴力団排除に関する特約」に合意するとともに、市との契約に係る業務を第三者に行わせる場合（以下「再委託等の場合」という。）には、当該再委託等の場合における契約に市との特約に準じた規定を定めてください。当該再委託等の場合の相手方が特約に合意しない場合には、その相手方と契約を締結しないようにしてください。
- 8 受注者等又は再委託等の場合における契約の相手方が暴力団等であることが判明したときには、契約を解除する手続等を行うことがあります。
- 9 受注者等は、次に掲げる事項を遵守してください。
  - (1) 業務の再委託について
    - ア 業務の全部を再委託することはできません。
    - イ 業務の一部を再委託しようとする場合は、あらかじめ委託者の承認を得てください。その際「再委託承認申請書」（様式1）に必要事項を記入し、委託者に提出してください。
    - ウ 業務の一部を再委託する場合及び原材料等の購入にあたっては、市内中小企業者の中から優先して選定してください。
    - エ 業務の一部を再委託する場合にあたっては、本市の競争入札参加有資格者名簿に登録されているものの中から優先して選定してください。
    - オ 本市からの入札参加停止措置を受けている者、又はその他法令等に違反する者への再委託はできません。
    - カ 承認を得て再委託となった者が、さらに第三者に業務を委託（再々委託）することは原則できませんので、その必要がある場合は委託者と相談してください。
    - キ 再委託代金や支払条件の決定にあたって、再委託業者等にしわ寄せが生じないように努めてください。なお、紛争が生じた場合は、責任をもって早急に解決してください。
  - (2) パートタイム労働者には雇入通知書を交付してください。
- 10 受託者（その使用人を含む。）は、受託業務に関して知り得た個人情報や業務のデータの取扱いについて、権利者の権利・利益を侵害することがないように、個人情報の保護に関する法律、尼崎市個人情報保護条例等関連法令、その他、業務委託契約書等に規定されている事項を遵守してください。
- 11 その他、委託業務の履行にあたっては、業務委託従事者に係る労働基準法（昭和22年法律第49号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）その他の労務に関する法令並びに業務委託契約書等に規定されている事項を遵守してください。
- 12 上記に掲げるもののほか、平成28年10月21日に制定した尼崎市公共調達基本条例に定める受注者等の責務を遵守してください。

以上